

保医発 0304 第 9 号
令和 4 年 3 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 58 号）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）は、令和 4 年 3 月 31 日限り廃止する。

6 経過措置について

- (1) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和4年2月9日保発0209第3号)第4章第2節の規定に基づき、外国平均価格に基づく再算定が行われた人工股関節用材料、脊椎固定用材料、上肢再建用人工関節用材料、髄内釘、機械弁、血管内手術用カテーテル、両室ペーシング機能付き植込型除細動器及び人工中耳用材料について、特定保険医療材料の安定的な供給を確保する観点から、段階的に価格を引き下げるよう経過措置を設けたところである。
- (2) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第3章第5節及び第4章第4節の規定に基づき、血管内手術用カテーテルの機能区分における迅速な保険導入に係る評価を受けた医療機器について、当該医療機器が新規収載された日から2年間に限り、当該医療機器の属する機能区分の基準材料価格に当該評価を加算した額を保険償還価格とするよう経過措置を設けたところである。

算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

の1と同様であること。

2 注射の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

002 中心静脈用カテーテル

の3の021と同様であること。

3 投薬、処置、手術、麻酔及び放射線治療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

001 人工骨

汎用型・非吸収型のうち、顆粒・フィラー、多孔体、形状賦形型及び吸収型については、骨髄炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患、骨腫瘍の病巣搔爬後の補填、歯肉剥離搔爬手術若しくは歯周組織再生誘導手術中の補填又は顎変形症の顎離断後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合に算定する。

008 固定用金属ピン

の3の076と同様であること。

011 皮膚欠損用創傷被覆材

の3の101と同様であること。

012 真皮欠損用グラフト

の3の102と同様であること。

014 栄養カテーテル

の3の026と同様であること。

- 015 気管内チューブ
の3の027と同様であること。
- 016 胃管カテーテル
の3の028と同様であること。
- 017 吸引留置カテーテル
の3の029と同様であること。
- 018 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
の3の039と同様であること。
- 020 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）
の3の140と同様であること。
- 021,022 輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）及び輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）
の3の141、142と同様であること。
- 030 気管切開後留置用チューブ
の3の038と同様であること。
- 033 口腔粘膜保護材
がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施している患者であって、周術期口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っているものについて、放射線治療又は化学療法に伴う口内炎（口腔粘膜炎）に対して使用した場合において、一連の治療につき原則10mLを限度として算定する。なお、患者の状況により10mLを超える量を使用する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載すること。
- 034 人工顎関節用材料
の3の206と同様であること。
- 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い
- 058 CAD/CAM冠用材料
- (1) CAD/CAM冠用材料（ ）及び（ ）は小臼歯に使用した場合に限り算定できる。
 - (2) CAD/CAM冠用材料（ ）は大臼歯に使用した場合に限り算定できる。
 - (3) CAD/CAM冠用材料（ ）は前歯に使用した場合に限り算定できる。
 - (4) CAD/CAM冠用材料（ ）を大臼歯に使用した場合及びCAD/CAM冠用材料（ ）を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の

名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)。

068 純チタン２種

レジン前装冠による歯冠修復を目的として前歯に使用した場合又は全部金属冠による歯冠修復を目的として大臼歯に使用した場合に限り算定できる。

069 磁性アタッチメント

- (1) 有床義歯及び根面板(金属歯冠修復で根面を被覆するものをいう。)に用いた場合に限り算定できる。
- (2) 磁石構造体又はキーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)。

5 フィルムに係る取扱いについて

の4と同様であること。ただし、(2)の「胸部単純撮影又は腹部単純撮影」は「単純撮影」と読み替えるものであること。

6 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

の5と同様であること。

7 経過措置について

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第5章第1節の規定に基づき、機能区分の見直しにより廃止することとされた「歯科充填用材料」について、使用実態を踏まえて経過措置を設けたところである。

算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

の1と同様であること。

2 特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い

004 腹膜透析液交換セット

の2の001と同様であること。

005 在宅中心静脈栄養用輸液セット

の2の002と同様であること。

008 携帯型ディスプレイ注入ポンプ

疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。疼痛管理においてPCA(Patient Controlled Analgesia)用装置を併用(一体型製品を含む。)した場合の費用も携帯型ディスプレイ注入ポンプの材料価格に含まれる。携帯型ディスプレイ注入ポンプは、頻回の疼痛管理等で1月につき7